

令和3年11月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年11月22日（月） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第10号 合意解約等について

第3 議案第52号 西之表市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構
想」の見直しに伴う意見の聴取について

第4 議案第53号 農地法第3条の規定による許可について

第5 議案第54号 農地法第5条の規定による許可について

第6 議案第55号 非農地証明について

第7 議案第56号 あっせんについて

第8 議案第57号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

これから令和3年11月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。

本日は忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

11月に入りまして、本当に空気が冷たくなってまいりました。

いよいよ冬本番かなというところですが、コロナにつきましても、ワクチンの集団接種が大体10月で終わり、かなり落ちついて、きたようでございます。

またこの間の16日の農業者年金加入推進研修会は、お疲れさまでした。

サトウキビについてですけれども、10月20日、21日にかけて、令和3年産サトウキビの生産見込みの調査が行われました。

本年は、台風被害もなく、生育は順調でこのまま生育すると、反収は5年ぶりに6トンを超すという調査の結果のようです。

また収穫面積は、サツマイモからの転作の影響もあつてか、昨年2年度より、33ヘクタール増えております。

新光糖業の操業計画は12月6日から明けて4月16日までのようです。また、先般、新光糖業関係の会合がありまして、10年ぐらい運賃関係も上がってないようですけれども、燃料が高騰する中で、運送屋さん大変厳しいかと思えます。頑張ってくださいと思います。

また基腐病についてですけれども、11月16日に熊毛を代表して市長が、またそのほかの団体が、要請活動で農林水産省のほうに、出向きまして、資材、農薬、栽培支援の要望を行っていただいたようでございます。

行政もいろいろ、頑張って農家のためにやってくれているようでございます。

また、昨日、県知事との対話傍聴に行つてまいりましたが、燃料の高騰で今、ガソリンが195円、軽油が185円ぐらいですか、12月に入ったらひよつとすると200円という線があるかもつていう話もあります。この辺も、県知事さんも首を縦に振つておりましたので、改善されるとありがたいです。

また、皆様方におかれましては、この間から言うように朝晩寒くなつてきて、今日、寒かつたかと思つたら、明日はまた暖かいというように、気温の変動が非常に激しいですので、体調管理には注意をされて、御活躍いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

それではこれから本日の会議を開催いたします。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

7番、深田委員、11番、岩本委員を指名いたします。

○議長

続きまして日程第2、報告第10号「合意解約等について」事務局報告をお願い

いたします。

○事務局

日程第2、報告第10号「合意解約等について」を説明いたします。資料1ページから2ページです。

今月の合意解約は1番から5番の5件で、台帳現況地目畑の5筆で、17,317平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第52号「西之表市『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の見直しに伴う意見の聴取について」を議題といたします。

議案説明を農林水産課、お願いいたします。

○農林水産課長

おはようございます。農林水産課長のIでございます。

農業委員会とは、農林水産課も非常に結びつきが強い関係でございます。今後も連携を図りながら、農業振興に努めてまいりたいのでよろしくお願い致します。

それでは座って説明をさせていただきます。

日程第3、議案第52号「西之表市『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の見直しに伴う意見の聴取について」説明をいたします。

資料は事前に送付しております。別添資料をご覧ください。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、その目標や推進方法等に関する方向性を明確にするとともに、今後の農業経営基盤強化に向けた指標となるものです。

平成28年12月に策定した本市の構想も5年が経過し、また、令和3年3月に県基本方針が見直されたことから、今回見直しを行う必要があります。

策定に当たっては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会の意見を聴取する必要があることから、本日皆様の御意見をお伺いするものであります。

今回の見直しに当たっての主なポイントを4点ほど説明いたします。

まず1点目に、認定農業者及び認定新規就農者の所得目標についてです。資料は5ページをお開きください。

(1)の3行目に、認定農業者の所得目標を360万円としております。

また、(2)の8行目に、認定新規就農者の所得目標を150万円としております。

これについては、鹿児島県内の他産業との近年の所得と比較した上で、西之表市の状況を鑑み、5年前と大きく変わっていないことから、それぞれ現状維持の360万円と150万円にしているところでございます。

2点目に、営農類型ごとの経営指標の見直しを行いました。

認定農業者の経営指標については、7ページから12ページ、認定新規就農者の経営指標については、14ページから16ページをご覧ください。

この指標の見直しに当たっては、熊毛支庁農政普及課が作成した種子島版営農類型シミュレーションシステムを活用し、営農類型や経営規模、生産方式について、

現状の西之表市の経営に近い状況に見直しを行っているところでございます。

3点目に、担い手の農地集積面積目標についてです。資料は18ページをお開きください。

平成28年度に策定した目標では、平成37年度に70%の目標を設定しており、今回その目標を維持しております。

西之表市の令和3年3月末の集積率は26.5%であり、目標と現状の乖離が大きいところでありますが、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

4点目に、農地利用集積円滑化事業の廃止に伴う、文言の修正、削除でございます。

農地利用集積円滑化事業については、19ページ以降に記載がありましたが、農地中間管理事業の開始に伴い、事業が廃止されたため、今回その文言を削除しています。

そのほかに、内容が過去の内容のものから更新されていないものや、軽微な文言修正、統廃合等を行っております。

今回の見直しに当たっては、熊毛支庁農政普及課、市役所内部の政策調整会議及び経営会議での審議を経た後に、パブリックコメント制度を活用し、10月20日から11月16日まで市民の御意見を募集したところでございますが、意見のほうはありませんでした。

以上で議案説明を終わります。

委員の皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま農林水産課の課長のほうから説明がありました。この件について皆さんから何か質疑等ございましたら挙手をお願いいたします。

○推進委員

はい。今の営農類型の指針の中に、田んぼが入ってないんですね。サトウキビ複合型とか、全ての営農類型の中で水稻が外されているのは、何か考えがあるのでしょうか。

○農林水産課

農林水産課のMと申します。よろしく申し上げます。

今の御質問についてですけれども、水稻を外しているというところではございますが、今の認定農業者さんの決算書と経営改善計画等の中に水稻の部分が出てくるんですけれども、主に自家用で作付けをされている方が非常に多いというところと、あとここに載せているのがあくまでも主な類型ですので、水稻のほうを載せていないというところになっております。

○議長

よろしいでしょうか。ほかにありますか。

○8番委員

はい、すいません。具体的な強化の促進に関する基本的な構想という趣旨は、ものすごくわかりますけれども、あくまでもこれは理想で現実的に今の農業の衰退は何が原因であるかっていうところに1番の疑問が抱かれるところでございます。そ

の疑問を解くカギとして、1番裏の30ページの附則の中でこの基本構想は平成28年12月27日から施行する。そしてまた本年度で最終の取りまとめが出たという結果を踏まえての今後の計画であると思います。しかしながら、28年から今年の12月までの基本構想の中での反省点、問題点、課題、様々出ていることであるでしょうから、これもまた附則として、提案をしていただいて、問題をみんなで共有して考えていこうということも一つの重要な課題ではないかと思えますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○農林水産課長

はい、御指摘の部分でございますけれども、この構想自体にそういったこれまでの課題というのをちょっと添付することはなかなか難しいんですけれども、ただ構想を策定するにあたって、おっしゃるように、これまでの課題というところもあるかと思えますので、その辺りはまた、今後整理をいたしまして、何らかの形で共有してその解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○8番委員

やはり構想だけ立てて結果が出なければ、絵に描いた餅ですから、もしその結果を踏まえて、前年度本年度の末までの結果がどうであったかということも教えていただいて、情報を共有してその中で答えが見つかるでしょうから、そこら辺も踏まえてぜひ情報の提示ということで皆さんに周知をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

そういうことですので、よろしく申し上げます。ほかに。
(挙手なし)

○議長

無いようですので、「西之表市『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想』の見直しに伴う意見の聴取について」の採決をいたします。承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。

農林水産課の皆様ありがとうございました。
(農林水産課職員退室)

○議長

続きまして、日程第4、議案第53号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局議案説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第53号「農地法第3条の規定による許可について」説明いたします。資料は4ページから5ページです。今月は所有権移転5件の申請がありました。

1番です。上西横山地区です、台帳現況地目畑の1筆で、現況面積846平米を交換により所有権移転するものです。

2番です。安納大平地区です。現況台帳地目畑の1筆で、現況面積748平米を

贈与により所有権移転するものです。なお、この申請地は、譲受人及び譲渡人ともに持分を共有しており、譲渡人の持分を譲受人に移転するための申請となっています。

3番です。安納大平地区です。台帳現況地目畑4筆で現況面積6,149平米を贈与により所有権移転するものです。この申請地についても、2番同様、譲受人及び譲渡人ともに持分を共有しており、譲渡人の持分を譲受人に移転するための申請となっています。

4番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の4筆で現況面積3,802平米を贈与により所有権移転するものです。

5番です。現和田之脇地区です、台帳現況地目畑の1筆で現況面積2,514平米を贈与により、所有権移転するものです。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

続いて担当委員からの報告ということで、整理番号1番が私の担当になっておりますので私のほうから、報告をいたします。

○4番委員

11月20日、譲渡人、譲受人立会いのもとで、担当推進委員と現地の確認をいたしました。

ここは交換ということで、今回出てまいりました。畑にはサトウキビが作付けをされております。

譲渡人、譲受人、内容を確認した結果申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○議長

整理番号2番を1番委員お願いします。

○1番委員

1番です。整理番号2番、3番につきまして、報告をいたします。

11月20日、4時より、担当推進委員とともに、譲渡人、譲受人、聞き取りを行いまして、現地調査を行いました。

先ほど、事務局から報告がありましたとおり、持ち分の贈与ということでございます。

2番につきましては今年の7月、3番につきましては4月に3条申請で叔母さんからのそれぞれ遺言による贈与ということで、許可を受けた農地であります。登記名義変更の登記をするときにそれぞれ持分があったということで、今回、再度申請となったところです。

現在、農地に関しましては、ロータリーをかけておりました。以上です。

○議長

ありがとうございました。続いて整理番号4のほうを2番委員お願いいたします。

○2番委員

2番です。整理番号4について報告をいたします。

11月20日土曜日8時より、担当推進委員と譲受人の代理人の父親とともに、立会いのもと、現地確認を行いました。

現地は、下西小学校の裏側にあり、譲渡人の夫である実家の横の圃場とその周辺の圃場、2枚となっております。

譲渡人は、鹿児島在住の土地持ち非農家で、譲受人と親戚関係にあり、種子島に戻ってくることがないので、土地を処分したいとのことで今回の申請に至りました。

譲受人は、榕城校区で畜産とキビを中心とした担い手農家になっています。

圃場1ですけれど、その実家の横にある畑で、家庭菜園に主に使っていたところで、現在は耕耘されておりました。

圃場2、3は別の住宅の横にあり、現在原野となっており、圃場として使うには、ちょっと難しいのかなと思われます。

圃場4につきましては、農地パトロールで自分たちがA判定を行った圃場で、作付けされておらず、結構荒れている畑でした。

代理人の父親に聞いたところ、実家の圃場の横には果樹等が植えてあり、今後とも使用はしていこうかなと思っはいるということだったんですけど、その他の圃場につきましては、作る予定がないということでした。

ですので、その譲受人の代理人と譲渡人の方には、今回の申請は、「耕作をしない」ということで不許可になる可能性があるということ連絡をしております。御審議のほうよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。続きまして整理番号5番、12番委員お願ひいたします。

○12番委員

12番です。番号5について報告いたします。

11月17日9時半、譲受人立会いで現調査を行いました。

譲受人は、サトウキビを中心とした現和校区在住の農家です。譲渡人、譲受人は兄弟です。

譲渡人は中種子町に住んでおり、譲受人は以前より畑を賃借しておりましたが、今回、話合いで贈与となりました。

現在、サトウキビを植えています。

譲受人は少し高齢ではありますが、夫婦元気で農業に頑張っており、農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。

譲渡人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員のほうから説明報告がありました。この件につきまして、皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願ひいたします。

○5番委員

5番です。整理番号1ですけど、交換というのは、もう一方はないんですかね。

○4番委員

お答えします。農地と駐車場の交換だったので、農地の名義変更で許可が必要のため今回の申請となっています。

○議長

ほかにありますか。

○10番委員

10番です。質問ではないんですけど、どうなのかなと思ったので、4番なんですけど、農地の2、3、4が作らないかもしれないという場合、許可出来ないということなんでしょうけど、ちょっと法律的にはどうか私は詳しくはないんですけど、この場合、もしそうだとすると、「許可すべきかな」と私は思います。以上です。

○議長

今の意見は一応聞いておきます。ほかに。

○13番委員

13番です。すいません。同じ4番なんですけれど、さっき報告にあったように、状況をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○2番委員

2番です。1番の畑に関しては、実家の横の畑で家庭菜園をしていて、今、果樹等を植えてあり、まだ、ロータリーもしてあったので、使える状態です。1番だけがすぐにでも使える状態で、後の下の3つに関しては、荒れている状態で、譲受人も作るつもりはないと聞いています。

これに関してはなんですけど、3条規程に作付けをしない人は、許可できないという話を聞いてますので、本人たちにも連絡してあります。以上です。

○議長

1番は耕作をするっていいんですか。

○2番委員

一応、続けるということなんですけど、家の横などで家庭菜園的なことをして、野菜を作るといふことしか聞いてなくて、あとはもうビワとかミカンがあるのでそれを残しておきたいってことは聞いてます。

○議長

事務局これは一枚だけを作って後は作らないってことで許可できるのかどうかその辺どうなんですか。

○事務局

許可指令書というのを発行するんですけど、その中で4筆申請があった中で、今の状態だと、3筆作らないということであれば、3筆は許可出来ないという指令書を交付する方法はあります。

○議長

そしたら、1筆だけを許可にしてあとは不許可ってこともできるってことですね。わかりました。

○10番委員

いや確かにそれはそうなんですけども、例えば、このまま相続で権利が分散することで、この農地の利用価値が全くなるといふか、利用出来なくなることを踏

まえると、このタイミングで同意をして名義を変えたほうが、私は、今後の可能性が広がると思います。

○議長

ちょっと待ってください。4筆中3筆を不許可にしてこの贈与自体は、そのままスムーズに贈与が受けられるのですか。またそれは別問題なんですか。

○事務局

この贈与については本来の相続権があるかどうかという話になってくるんですけど、今のところ、この方は親戚関係にあると思うんですが、今の時点で相続権はないと思います。

通常、許可後耕作をするというのが前提でありますので、作らないというのを、農業委員会として認めるわけにはいかないと思ってますので、現状が不在地主になって、その土地自体が利用されないことがあったとしても、農業委員会としてはこれをそういった条件で許可するというのは問題があると事務局として思ってる所です。

また、譲渡人が4筆中1筆だけ贈与の許可をするということに納得がいくかという問題が残ります。

○8番委員

確認ですけれども、譲受人は37歳でまだ若いですよ。この方が、ちょっと荒れ畑を贈与しましたということで、何かに使うとか、元に戻して畑で使うという意図は全くないんですか。

○2番委員

農地が分散するというのもあって、上之原在住で下西まで農業機械を持ってきてまで作るということはしたくないという話です。

あと2番、3番の畑ですけど、ほかの人の住宅のちょうど間になっており、とても畑として使えるスペースもすごく少なく、荒れているところをその住宅の人たちが草を払っている感じで、もうほんとにただの荒地っていう感じになっていきますので、圃場としても使うのはちょっと、難しいと見ています。

その贈与に関しても、何年も前から2回も3回も話は来ていて、ずっと断り続けていたんですけど、今回ちょっと仕方なく受けてみたという話です。

○10番委員

ということは、譲渡人は別に欲しくはない土地なんですね。

○議長

ほかにございますか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、それでは1、2、3、5と4を分割して採決をとりたいと思います。

整理番号4番除いた1、2、3、5番に対して、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

はい、ありがとうございました。整理番号1、2、3、5番については全会一致で賛成です。

それでは、整理番号4ですけれども、自分の家の近くで、何か野菜は作っているということですか。

○2番委員

もともとその家の1番の畑は、別の親族が今まで使っていて、結局その親族は使わなくなったので、今回の申請になったということです。

だから譲受人が使いたっていうことがあるかどうかと言われれば、ちょっと、本人はもう、使う気ではなかった。

○議長

本人の意思としては、もう、4枚とも受ける意思はなかった。

○2番委員

らしいです。はい。

○議長

耕作をする意思もなく、たまたま家の近くで今までほかの親戚が作っていたから、しょうがないなという感じなわけですか。

○2番委員

そうですね。

○議長

今の意見を踏まえて、皆さんに賛否を問いたいと思います。

整理番号4について、許可しないということに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致ということで、整理番号4番は不許可ということをお願いいたします。

○8番委員

はい。一番心配するのは、申請人が90歳ということで、自分の土地をどうにかしたいという、焦りっていうかそういう気持ちも十分考慮して、この後また委員が中に入るっていうわけにはいけないんだろうけれども、ちょっと何か相談に乗ってください。

○議長

まだ畑であるうちに何とか誰か耕作をしてくれる人がいたらぜひお願いをしたいと思います。

○議長

続きまして日程第5、議案第54号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第54号「農地法5条の規定による許可について」を説明します。資料6ページです。

1番です。安納峯地区です。現況地目畑の1筆で、面積476平米、申請理由が

両親と同居していますが、申請地を借受け、独立して住まいを建築したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は北側が宅地、西側南側道路東側が畑となっていますが、境界より1.5メートル距離を空けるとのことです。被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されており、周囲への被害はないと思われます。

資金調達については、残高証明書により確認がとれています。

2番です。榕城上之原町地区です。現況地目畑の1筆で、面積163平米、申請理由は、隣接する農地への進入路として整備したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

申請地は、宅地分譲された残地ですが、もともと畑の一部を後背地の畑への進入路として利用していましたが、その部分が宅地に転用される計画となったため、申請地を進入路として整備しようとするものです。

周辺は北側と東側が畑、南側が道路、西側が宅地となっています。

被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されており、通路としての利用であるため、周囲への被害はないと思われます。

資金調達については、残高証明書類により確認がとれています。

3番です。榕城上之原町地区です。現況地目畑の1筆で、面積499平米、申請理由は、申請人は、大工で現在利用している倉庫及び資材置場が自宅より遠方にあるため、新たに申請地へ倉庫及び資材置場、駐車場を整備したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に判断は該当すると判断されます。

周辺は、西側が介護施設、東側が通路、南側が道路、北側に畑がありますが、被害防除、計画書及び被害防止誓約書を提出されており、隣接より、2メートル20センチから2メートル90センチほどの距離をあげ、倉庫の高さも4メートル45センチであり、周囲への被害はないと思われます。

また資金調達については、残高証明書により確認がとれています。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。またこの件につきましては、19日に合同の現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いいたします。また調査委員の皆様お疲れさまでした。

○7番委員

7番です。報告をいたします。

11月の19日午前、6番委員、並びに担当推進委員、担当委員、推進委員、事務局2名、申請人、立会人、代理人、含めまして3名、計9名で、現地調査を実施

いたしました。

当地は、安納峯地域の旧 J A 安納支所より県道東へ約 200 メーターの道路沿いにあります。

峯の集落内に存在する土地であり、隣接する土地も、住宅地ですので、周囲への影響はないと判断をいたしました。また生活排水等は写真の左下に大きな県道がありますけど、県道の側溝のほうに排水をするということで、何ら問題はないということで申請のとおり許可相当と確認をいたしました。以上です。

次に、整理番号、2 番、3 番について、報告します。2 番、3 番は隣接している土地です。今ちょっと写真は見にくいかもしれませんが、あれが道路の 2 番です。今のところは 2 番、写真の左側が 3 番になります。ということで同じ場所ですので一括して報告をさせていただきたいと思えます。

11 月 19 日、同日午前、6 番委員、並びに担当委員、推進委員、事務局 2 名、申請立会人、4 名、計 10 名で現地調査を実施いたしました。

当地区は、榕城校区の上之原地域の墓地公園から、現和校区へ通ずる市道沿いにあります。

周囲は近年、住宅化が進んでいる地域であります。

整理番号 3 番についてですが、申請理由のとおりでありまして、隣接に、左側ですね左側に、介護施設もあり、周囲への影響はないと判断をいたしました。申請の通り、許可相当と確認をいたしました。また今の申請地の西側にある介護施設に隣接するという事で騒音、粉塵等の迷惑がないよう、お願いをしたところでございます。

続きまして、その隣の整理番号 2 の件につきましても、申請のとおりでありました。周辺の農地、特に奥に山がありますが、あそこに行く道路がないということもあり、また東側の農地への入り口がないということで、周辺の農地等への進入路として活用したいということでございました。周囲の影響はないということで判断をいたしまして、申請のとおり許可相当と確認をいたしました。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いいたします。番号 1 について、1 番委員、お願いいたします。

○1 番委員

はい、1 番です。番号 1 番につきましては、調査委員長の報告通り間違いありません。以上です。

○議長

ありがとうございました。整理番号 2、3 を 5 番委員よろしく申し上げます。

○5 番委員

5 番です。整理番号 2、3 につきましては、ただいま調査委員長が、言われた通り、間違いありません。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長、また担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いい

たします。

○5番委員

5番です。整理番号1ですけど、これ借地で無償となっているんですが、これどういう契約ですか。

○事務局

この申請地は、譲受人のお母さんの土地になるので、無償で借り受けるということです。

○議長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(挙手なし)

○議長

ほかに無いようですので、これから議案第54号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第6、議案第55号「非農地証明について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

日程第6、議案第55号「非農地証明について」を説明いたします。資料7ページです。

1番です。住吉深川地区です。台帳地目は畑ですが、昭和48年ごろから耕作せず、現在は宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いいたします。

○7番委員

7番です。説明をいたします。

11月19日午前、6番調査委員、地区担当委員、推進委員、事務局2名、申請人、申請人の代理人、計8名で現地調査を実施をいたしました。

当地は住吉深川地域の集落内にありまして、祖父の代には住宅が建てられており、今年之地籍調査で、地目が農地であるということが発覚したため、申請の運びになったということでございます。

隣接する土地も住宅地ですので、主要な影響はないと判断をいたしまして、申請のとおり許可相当と確認をいたしました。以上報告終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、何か担当委員のほうから補足説明がありましたらお願いします。

○13番委員

13番です。調査委員長の報告通り間違いありません。以上です。

○議長

それでは、この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ございましたら挙手でお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第55号「非農地証明について」の採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第7、議案第56号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第56号「あっせんについて」を説明いたします。資料8ページです。

1番「貸したい」の申出です。場所は、現和庄司浦地区です。10アール当たり10,000円での賃貸借で、維持管理費は、借り人負担でお願いしたいということです。あっせん委員につきましては、6番鮫島委員と12番中村委員にお願いいたします。

2番「貸したい」の申出です。場所は、現和庄司浦地区です。10アール当たり10,000円での賃貸借で維持管理費は、借り人負担でお願いしたいとのことです。あっせん委員については、6番鮫島委員と12番中村委員にお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。これにつきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いいたします。

○議長

続きまして日程第8、議案第57号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第8、議案第57号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明

いたします。

まず、利用権の設定について、9ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間、地目田、面積3,691平米、畑、面積3,000平米、計6,691平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間、地目畑、面積1,740平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については10ページを、詳細については11ページから12ページをご覧ください。

続きまして所有権移転について説明いたします。13ページをお開きください。

1段目です。所有権に移転の時期は、令和3年12月1日です。地目畑、面積30,172平米、所有権移転をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、14ページを、詳細については15ページから16ページをご覧ください。

続きまして農地中間管理事業分の利用権設定についてです。

まず初めに、所有者から県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。17ページをお開きお開きください。

1段目です。期間が令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間、地目田、面積4,779平米、畑、面積、41,344平米、計46,123平米で利用権の設定をする者5人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間、地目畑、面積20,158平米で、利用権の設定する者8人、受ける者1人です。

内訳については18ページを、詳細については19ページから34ページをご覧ください。

続きまして、県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。35ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間、地目田、面積4,779平米、畑、面積41,344平米、計46,123平米で利用権の設定をする者1人、受ける者9人です。

2段目です。期間が令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間、地目畑、面積20,158平米で利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。

内訳については36ページを、詳細については、37ページから51ページをご覧ください。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。それでは担当委員の報告をお願いいたします。利用権の設定整理番号1について12番、お願いいたします。

○12番委員

12番です。整理番号1について報告いたします。

11月17日、11時、借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人は畜産を中心とした認定農家です。牛に食べさせる乾燥草が値上がりをして大変なため、畑を借りて牧草を植えたいとのことです。借賃が若干高いですが、双方了解済みとのことです。借り人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続きまして整理番号2について7番委員報告をお願いします。

○7番委員

7番です。11月17日午前、担当推進委員、借り人の構成員立会いで現地調査を実施いたしました。

現地は、住吉能野里地域内にありまして、サトウキビが作付けされていました。

借り人は、認定農業者の法人でサトウキビを中心に経営拡大を図っている生産者で、農機具類、作業員等を積極的に活用いたしまして、農業生産の拡大を図っております。何ら問題ない生産者等もあります。

貸し人には、電話で確認をとっております。

以上調査の結果、申請のとおり許可相当等と考えます。以上です。

○議長

続きまして所有権移転、整理番号1について、14番委員報告をお願いします。

○14番委員

14番です。整理番号1について報告いたします。

11月21日午後5時、譲渡人立会いのもと、担当推進委員とともに現地調査を行いました。

譲受人は、譲渡人と親子関係で、譲渡人から贈与ということです。譲受人は農業法人の組合員で、認定農業者でもあります。機械等もそろっており、経営技術についても何ら申し分ないと思います。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。事務局並びに担当委員のほうから報告がありました。この件について皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第55号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案審議は以上です。

会 長 _____ 印

7 番 委 員 _____ 印

11 番 委 員 _____ 印